

【事業概況報告書】

I 商品先物取引業界の動向及び本会の動静

令和7年度（2025年度）における商品先物取引業界及び本会の特徴的な出来事を以下に掲げる。

1. 商品先物取引の動向

- (1) 本年度の東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）、堂島取引所（以下「ODEX」という。）及び大阪取引所（以下「OSE」という。）の総取引高は1,998万1,611枚、総取引金額（オプションを除く。）は185兆8,374億6,311万円であった。

総取引高	本年度	昨年度	昨年度比
東京商品取引所	111万4,574枚	134万5,509枚	83%
堂島取引所	246万9,555枚	259万1,227枚	95%
合 計	358万4,129枚	393万6,736枚	91%
大阪取引所※	1,639万7,482枚	1,706万3,969枚	96%
総合計	1,998万1,611枚	2,100万705枚	95%

総取引金額	本年度	昨年度	昨年度比
東京商品取引所	3兆3,848億5,281万円	4兆7,358億9,603万円	71%
堂島取引所	5,982億4,577万円	3,520億4,348万円	170%
合 計	3兆9,830億9,858万円	5兆879億3,951万円	78%
大阪取引所※	181兆8,543億6,453万円	123兆4,596億6,099万円	147%
総合計	185兆8,374億6,311万円	128兆5,476億50万円	145%

※ 金融商品取引法に定める商品関連市場デリバティブ取引

- (2) 各取引所の状況は次のとおりであった。

- ① TOCOM：電力先物の取引高は、昨年度の3万853枚から1.5倍の4万6,514枚と過去最高を更新した。一方、主力のプラッツドバイ原油先物は、米国とイスラエルによるイランへの攻撃を背景とした供給不足の懸念から、3月には2008年7月以来、17年8か月ぶりとなる一時9万円台を付けるなど価格動向に注目が集まったものの、年間の取引高は106万6,931枚と、昨年度の131万2,773枚を下回り、全体としては低調に推移した。
- ② ODEX：金（取引単位10g）は218万9,787枚（昨年度251万3,761枚）と昨年より減少した。また、昨年度8月に上場した米穀指数先物取引（堂島コメ平均）は、昨年来のコメ不足を背景に今年度前半は1万枚を超える取引があったが、新米の流通が始まった8月以降は5,000枚台から7,000枚台で推移し、年間では10万6,847枚であった。
- ③ OSE：金標準（取引単位1,000g）は、中東やウクライナなどの地政学リスクの高まりや為替動向の影響などから、最高値（28,498円）を付けたものの、年間の取引高は昨年度の891万7,822枚から838万7,955枚へと減少した。

- (3) 本年度の店頭取引の商品CFD取引（以下「店頭商品CFD取引」という。）は、貴金属関係が中心となって活況を呈し、取引件数は27億9,240万1,938件（昨年度12億5,315万1,763件）、取引

金額は167兆9,035億800万円（同47兆2,650億5,100万円）となり、いずれも過去最高を記録した。

- (4) 4月3日、TOCOMは、同日で終えたLNG先物取引の試験上場期間を、2028年4月3日までの3年間延長した。
- (5) 5月26日、TOCOMは、電力先物市場に「年度物」（4月から翌年3月まで）を追加した。
- (6) 6月30日、OSEは、金と白金の限日取引をリニューアルした限月現金決済取引（ポケットゴールド、ポケットプラチナ）を、2026年4月13日に開始（金と白金の限日取引は同年12月22日で終了）すると発表した。
- (7) 7月21日、（一財）農政調査委員会は、ウェブサイトで定期的に米産業・米市場取引に関する情報の提供を開始した。これに先立つ7月11日、第1回米産業・米市場取引に関する懇話会開催し、年度内に計5回開催された。
- (8) 7月29日、TOCOMは、電力先物取引で「中部エリア」を対象とした商品を追加すると発表し、2026年4月13日に取引が開始されることとなった。
- (9) 3月12日、主務省は、ODEXが2月20日に申請した貴金属市場の本上場を認可した。これに先立つ2月6日、ODEXは貴金属市場に関する情報を提供するウェブサイトを公開した。
- (10) 3月16日、商先業者である地方銀行がTOCOMの電力先物取引市場等の受託取引参加者資格を取得し、同時に日本証券クリアリング機構のエネルギー先物等清算参加者となった。
- (11) 3月19日、日本商品委託者保護基金は、東京大学と社会連携講座「商品先物取引研究講座」を開設し、2026年4月から共同研究を開始すると発表した。同講座では、商品先物市場の持つリスクヘッジや価格指標の形成の場としての意義・役割を再評価し、エネルギー・農産物等の商品市場の研究、関連領域の学術及び実務に係る人材育成、さらに商品先物市場の有効な活用方法の調査・提案等を行うことを目的としている。

2. 本会の動静

本年度に取り組んだ主な事業の特徴的な事柄は、次のとおりである。

① 自主規制に係る事業

「会員等の外務員の登録等に関する規則」等を9月30日付けにて改正し、3月11日付けにて施行した。

また、証券会社のインターネット取引サービスでの不正アクセスやなりすまし取引による被害が発生していることを踏まえ、9月26日に会員代表者に対してインターネット取引における不正アクセス等防止に関する対応を要請した。

② 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

③ 外務員登録・資格試験等に係る事業

主務大臣から委任されている外務員の登録に係る事業では、新規登録、登録更新、登録抹消を行うとともに、外務員資格試験及び外務員登録資格認定講習並びに登録更新講習を実施した。

④ 財政（令和7年度決算）

引き続き厳しい財政事情の下、事業の執行にあたっては支出の削減に努めた。また、本年度は会員3社が新たに入会したことから当初予算より収入が7,015千円増加した。その結果、事業活動収支差額が28,606千円となったことから、将来に備えて運営準備引当資産及びシステム更新等準備積立資産の積み立てを行うとともに、過剰金積立資産を運営準備引当資産へ振り替えを行った。これらによって次期繰越収支差額は約32,541千円となった。

Ⅱ 事業計画、会費・予算及び協会運営

1. 本年度の事業計画

第39回臨時総会（令和7年3月26日開催）において決定した令和7年度事業計画は、商品先物取引業界の健全な発展を支援するという本会の目的を果たすため、委託者等の保護を最優先とし、協会運営の合理化を継続して進めるとともに、事務局職員の採用や教育、システムのセキュリティの強化を図るなど、本会の内部体制を強化していくことを基本方針として策定した。

1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
 - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る継続的な取り組みへの支援
 - ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
 - ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
 - ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
 - ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールを整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 会員及び商品デリバティブ取引の状況に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査（モニタリング）の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
 - ① 紛争仲介業務（商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。）の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取り組み

- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品デリバティブ取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員資格試験、認定講習等の充実

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

2. 会費及び予算

(1) 会費体系、会費の額

会費体系については、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」に基づいて、定額会費及び比例会費をもって構成することとした。

会費の額については、会費対象額が152,271千円となり、そのうち定額会費対象額を108,000千円、比例会費対象額を44,271千円とし、各会員の会費（年額）は次のとおりとした。

【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 36社
- ・会費必要額 152,271千円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額108,000千円、比例会費対象額44,271千円

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 3,000千円（108,000千円÷36社 百円未満切り捨て）
- ・比例会費 （計算式は下のとおり ※1）

	一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額
比例会費対象額	(※2, ※3)
(44,271千円)	×
	全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額
	(12,839,301千円※3)

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0円」。

※3 各会員からの令和6年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。(年の途中から事業を開始した会員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額で算出。)

(2) 当初収支予算

当初収支予算は、会費総額を152,271千円、手数料収入等8,045千円、前期からの繰越額15,550千円を加え、収支同額の175,866千円(昨年当初予算155,807千円)とした。

(3) 変更収支予算

本年度中の収支見込みに変更が生じたため、次年度への繰越額の算定及び収支予算の再策定を目的として変更予算を作成した。当該変更予算は、第104回総務委員会(2月10日開催)で検討を行い、第212回理事会(2月20日開催)の審議を経て、第39回臨時総会(3月26日開催)において承認された。

① 収入

当初予算比では、金利動向による特定資産の受取利息が1,479千円増加したほか、1社の脱退があったものの、2社の新規入会により入会金2,000千円及び会費収入が2,672千円増加した。一方、事業収入は受講・受験料収入の減少により513千円の微減となった。これらにより、事業活動収入は予算額160,316千円に対し5,730千円増の166,046千円となった。

投資活動収入では、期首の資金繰りのために運営準備引当資産の取崩しと退職金の支払いのための退職給付引当資産の取崩しを行った。また、過剰金積立資産については、運営準備引当資産に振り替えるための取崩しを行った。

② 支出

予算の執行にあたっては、例年どおり事業の実施方法を精査し、事業費・管理費双方で経費削減を徹底した。

これにより、事業費支出は予算額84,941千円に対し24,337千円減の60,604千円、管理費支出は退職金の支払いのため予算額76,404千円に対し9,582千円増の85,986千円となった。

投資活動支出では、特定資産及び固定資産(ソフトウェア)の取得支出があった。

③ 次期繰越収支差額

これらの結果、事業活動収支差額は19,456千円、投資活動収支差額は▲15,354千円、当期収支差額は4,102千円となり、令和6年度からの繰越額19,288千円を加えると、次期繰越収支差額は23,390千円となった。

3. 協会運営

(1) 主務大臣に対する報告

本会の役員、規則、会員の変更について、商先法第250条第3項に基づいて主務大臣に届け出た。

また、昨年度の事業概況報告書及び収支決算報告書等、本年度の事業計画書及び収支予算

書について、商先法第268条に基づいて主務大臣に提出した。

(2) 資金運用規則の制定

① 資金運用規則の制定

本会では、しばらくの間、資金全額を普通預金で管理して運用を行っていなかったが、協会財政の安定性を確保する必要性が高まる中、昨今の金利環境の変化を踏まえ、資金運用を開始することが適当であると判断するに至った。

そこで、資金運用に関する具体的な運用判断及びリスク管理に係る基準並びに手続きを定め、財務運営の健全性及び透明性の確保を図ることを目的として、経理処理規則を改正し、同規則に基づくものとして新たに資金運用規則を制定するとともに、2025年度から資金運用を開始するための2025年度資金運用計画を定めることについて、第103回総務委員会（11月13日）の審議を経て、第210回理事会（11月28日）において決定し、即日施行した。

② 資金運用規則の改正

2025年度資金運用計画に基づいて投資先の選定を行っていたところ、購入を検討した地方債の多くが債券格付けを取得していないことが確認された。新たに制定した資金運用規則では、地方債の取得に当たりA格以上の格付けを要件としていたため、実務上、地方債の購入が困難な状況であった。

このため、地方債及び地方公共債を円滑に運用対象へ組み入れることができるよう、地方債についてはA格以上の格付け取得を要件から外すこととし、地方公共債については、地方公共団体の保証があるもの又はA格以上の格付けを取得しているものに限り運用対象とする旨の改正について、第105回総務委員会（3月16日、書面開催）の審議を経て、第213回理事会（3月24日、書面開催）において決定し、即日施行した。

4. 役員・委員会委員の異動

(1) 理事の改選

諸規則に則って理事の改選が行われ、第34回通常総会（6月19日開催）において理事12名（会員理事4名、会員外理事8名）が選任された。

また、第34回通常総会閉会後に行われた役付理事互選会により、会長に稲垣隆一理事（再任）、副会長に岡地和道理事（新任）及び小川潔理事（再任）がそれぞれ選任された。

通常総会に諮られるまでの選考経過は次のとおりである。

① 会員理事

第205回理事会（令和7年2月27日開催）において、次期会員理事の選任方法は選挙ではなく、役員選任規程第3条第1項ただし書きに規定する「指名候補者の承認による方法」とするよう臨時総会に提案することを決定し、第39回臨時総会（令和7年3月26日開催）において出席会員の3分の2以上の同意を得て原案どおり承認された。

会員理事候補者（案）について、第102回総務委員会（5月16日開催）で意見を聴いたところ異議がなかったことから、第207回理事会（5月29日開催）において会員理事候補者を選定した。

② 会員外理事

会員外理事については、役員選任規程に基づき、会長が役員候補者を選定した。

(2) 役員の異動

本年度の役員の異動は次のとおりであった。

① 理事の異動

役員区分	氏 名	会員名	事 由	年月日
理 事	多々良 實夫	豊トラスティ証券㈱	辞 任	R7. 6. 18
理 事	二 家 勝 明	日産証券㈱	辞 任	R7. 6. 18
理 事	有 山 雅 子	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
理 事	石 崎 隆	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
理 事	石 橋 優	㈱三井住友銀行	新 任	R7. 6. 19
理 事	稲 垣 隆 一	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
理 事	岡 地 和 道	岡 地 ㈱	再 任	R7. 6. 19
理 事	小 川 潔	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
理 事	河 内 隆 史	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
理 事	佐 藤 雅 英	㈱みずほ銀行	退 任	R7. 6. 19
理 事	多々良 孝之	豊トラスティ証券㈱	新 任	R7. 6. 19
理 事	長 澤 孝 昭	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
理 事	中曾根 淳	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
理 事	二 家 英 彰	日産証券㈱	新 任	R7. 6. 19
理 事	升 田 純	会 員 外	再 任	R7. 6. 19

② 役付理事の異動

役員区分	氏 名	会員名	事 由	年月日
副 会 長	二 家 勝 明	日産証券㈱	辞 任	R7. 6. 18
会 長	稲 垣 隆 一	会 員 外	再 任	R7. 6. 19
副 会 長	岡 地 和 道	岡 地 ㈱	新 任	R7. 6. 19
副 会 長	小 川 潔	会 員 外	再 任	R7. 6. 19

(3) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、あっせん・調停委員会については、4月7日に任期満了に伴う新たな委嘱を行った。

委 員 会 名		氏 名	事 由	年 月 日
自主規制委員会	委 員	今 宮 倫 子	辞 任	R7. 6. 19
	委 員	後 藤 拓	新 任	R7. 7. 1
総 務 委 員 会	委 員	今 宮 倫 子	辞 任	R7. 6. 19
	委 員	後 藤 拓	新 任	R7. 7. 1
規 律 委 員 会	副委員長	二 家 勝 明	辞 任	R7. 6. 18
	委 員	多々良 實夫	辞 任	R7. 6. 18
あっせん・調停委員会	委 員	小 林 孝 一	退 任	R7. 4. 6
	委 員	饗 庭 靖 之	再 任	R7. 4. 7
	委 員	小宮山 澄枝	再 任	R7. 4. 7
	委 員	高 井 康 行	再 任	R7. 4. 7
	委 員	畑 中 鐵 丸	再 任	R7. 4. 7
	委 員	平 出 ま や	再 任	R7. 4. 7
	委 員	八 代 徹 也	再 任	R7. 4. 7
	委 員	吉 野 高	再 任	R7. 4. 7
	委 員	上 原 理 子	再 任	R7. 4. 7
	委 員	土 谷 明	再 任	R7. 4. 7
	委 員	法 常 格	再 任	R7. 4. 7
	委 員	播 磨 政 明	再 任	R7. 4. 7

Ⅲ 業務の実施状況

1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、内部管理責任者制度の運用、商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の運営、定款第52条第2項に基づく外務員資格認定講習の受講要件未充足に関する指導、「会員等の外務員の登録等に関する規則」等の改正等、インターネット取引における不正アクセス等防止に関する対応の要請、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る継続的な取組みへの支援、商品取引事故の確認申請等の運営、会員の企業情報の開示等の事業を行った。

(1) 内部管理責任者制度の運用

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、内部管理責任者等資格研修及び内部管理総括責任者等研修を実施した。

なお、受講者、講師の利便性確保等の観点から、これらは動画配信方式により実施した。

① 内部管理責任者等資格研修

本研修は内部管理責任者又は営業責任者の職務に従事する資格を取得するための研修であり、研修受講後の理解度確認テストに合格し、適正受講に係る会員代表者の誓約書を提出した者に対して内部管理責任者又は営業責任者の資格を付与するものである。

また、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者等の資格を有している者（既資格取得者）についても、例年通り、希望すれば本研修を受講できることとした。

今年度の研修では会員 13 社から 69 名が受講して内部管理責任者又は営業責任者の資格を取得し、既資格取得者も 41 名が受講した。

なお、実施期間については、受講機会を増やすことにより適時の資格取得や研修が可能となるよう、今年度は 5 か月間とした。

【実施期間】 11 月 1 日～3 月 31 日

【研修内容】 【第一部 制度概要研修】約 45 分

演題：内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について

講師：事務局

【第二部 実践研修】約 75 分

演題：内部管理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について

講師：久保 賢太郎 弁護士（TMI 総合法律事務所）

【理解度確認テスト】20 問中 14 問以上の正答をもって研修修了

【受講者】 26 社／受講者数 110 名

うち新規資格取得：13 社／受講者 69 名、合格者 69 名

② 内部管理総括責任者等研修

会員の内部管理責任者等に関する規則により、会員は、内部管理総括責任者1名を定め自社の内部管理体制の整備運用に従事させるべきこと、本会が1事業年度に1度以上開催する内部管理総括責任者等研修を受講させるべきこと、及び当該研修受講後はその内容に係る社内研修を開催して自社の内部管理責任者及び営業責任者と情報共有を図ることとされている。

なお、法人顧客のみを事業対象とする会員の内部管理総括責任者であって、やむを得ない事情により自らが受講できない場合には、本人に代わり本人が予め指名した内部管理責任者が本研修を受講することが認められている（代理受講）。

また、会員は内部管理責任者及び営業責任者に対して、事業年度ごとに、本研修に準じた社内研修を受講させなければならないが、その配置人数が少人数である場合には、当該社内研修に代えて本研修を受講させることが認められている（代替受講）。

【実施時期】 3月13日～3月31日

【研修内容】 演題：商先業において想定されるトラブルの事例とガバナンス上の対応について（70分）

1. 想定されるトラブルの事例
2. 商品先物取引の勧誘等に関連する法令
3. 事例を踏まえたガバナンス上の対応について

講師：風間 喬平 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

【受講者】 38名（うち代理受講は4社／4名）

代替受講 15社／100名

(2) 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営

反社会的勢力の排除に関する規則、反社会的勢力照会制度の利用規約に基づき、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、会員からの反社会的勢力への該当性に係る照会制度を運営した。本年度の照会件数は、会員8社から1,466件であった。

(3) 定款第52条第2項に基づく外務員資格認定講習の受講要件未充足に関する指導

外務員資格試験等規則に規定する外務員資格認定講習の受講要件には、①日本証券業協会の定める一種外務員資格を有していること、②同協会の登録を受けた一種外務員であること、③証券資格更新研修の受講義務者の場合には当該研修を修了していること、④同協会から職務の禁止措置を受けていないこと、⑤内閣総理大臣から2年以内の職務の停止処分を受けていないことを定めている。

令和5年4月から令和6年12月の間に外務員資格認定講習を受講修了し、本会の登録を受けた外務員について、同協会に上記の受講要件を照会したところ、③の要件を充足していな

いにもかかわらず、本会の外務員資格認定講習を受講修了させて商先外務員登録をしていた会員が2社あった。そこで、この2社に対し、定款第52条第2項に基づき文書にて厳重に注意し、再発防止の措置に万全を期すよう、6月3日付けにて要請した。

(4) 自主規制ルールの整備

① 「会員等の外務員の登録等に関する規則」等の改正等

外務員の登録事務に関連する規則等については、平成23年1月1日の改正法施行により外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引が規制対象とされたこと、また、令和2年7月27日に総合取引所化されたことなどに伴い、その都度登録外務員の資格要件や登録の手続き等の見直しを行ってきた結果、関連規則の規定と登録の手続き等が複雑化し、一部は解釈で運用している等の課題が生じていた。

この点について主務省から、外務員登録事務の実務を含めて関係諸規則が法令と整合しているか確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、複雑化した規則等を整理して分かりやすくすべきとの指摘を受けた。

これを踏まえ、昨年度より主務省と協議を重ねながら改正案の検討を行い、①登録外務員の資格要件（新規登録、再登録、登録更新、登録の特例）、②外務員資格試験の受験要件、③外務員資格認定講習及び登録更新講習の受講要件、④登録等の手続き、⑤外務員資格試験等の実施等について見直すこととし、第83回自主規制委員会（9月2日開催）の審議を経て、第209回理事会（9月30日開催）において下表のとおり規則等の改正等を決定した。

これらの施行日については、コンピュータ試験方式による外務員資格試験等の実施を委託している事業者のウェブサイト、本会会員専用ページの登録外務員に関するコンテンツの改修等に必要な期間を確保するため、改正の日（9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行することとした。

その後、改修作業等の完了が3月10日となる目途が立ったことから、第211回理事会（1月23日開催）において、この施行日を翌3月11日とする旨を決定して施行した。

【改正等した規則等】

- ・ 会員等の外務員の登録等に関する規則（一部改正）
- ・ 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（一部改正）
- ・ 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則第2条に規定する取扱要領（新設）
- ・ 外務員資格試験等規則（一部改正）
- ・ 外務員資格試験等実施要領（一部改正）
- ・ 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（一部改正）
- ・ 『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第2条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領（廃止）

・『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第4条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領（廃止）

(5) インターネット取引における不正アクセス等防止に関する対応の要請について

証券会社を装った偽ウェブサイト等で窃取した顧客の個人情報を用いて、証券会社のインターネット取引サービスでの不正アクセスやなりすまし取引による被害が多数発生していることから、6月24日に全会員に対してアンケート調査を行い、会員各社における不正アクセス等防止の取組み状況等を確認した。

その結果、現在、商品先物取引においてインターネット取引サービスを提供する会員にあっては、その大半が日本証券業協会又は金融先物取引業協会に加入し、それぞれの協会の制定するガイドラインに準拠した対応が既に行われており、商品先物取引に係るシステムが金融商品取引業と同一プラットフォームを用いているとの状況であった。

こうしたことを踏まえ、本会が重複した対応を行うことは避けるとの観点から、本会によるガイドラインは制定しないものの、自社の業態に応じて準拠すべき監督官庁の監督指針やガイドラインを踏まえた対応を引き続き行うとともに、商品先物取引業についても関係法令を遵守した公平性の確保及び顧客保護に取り組むよう、9月26日に会員専用ページにおいて会員代表者宛に要請した。

(6) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る継続的な取組みへの支援

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する各種関連情報に係るコンテンツを集約するため、昨年6月に新設した協会ウェブサイトの会員専用ページのWhat's New（新着情報）「マネロン対策関連情報」及び会員専用メニューの「マネロン対策について」のページにおいて、主務省及び警察庁の会員への周知依頼14件、新聞記事の紹介5件を掲載した。

(7) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請（様式第1号）、主務大臣への事後報告（様式第2号）及び本会への事後報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（令和7年4月解決分の5月報告から令和8年3月解決分の4月報告まで）は様式第1号が0件、様式第2号が92件、様式第3号が9件であった。

(8) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に基づき、対象会員26社の決算に合わせ年次開示資料を本会ウェブサイトに掲載した（12月決算は5月27日に5社、3月決算は9月8日に18社、5月決算は10月1日に1社、6月決算は11月11日に1社、9月決算は2月3日に1社）。

また、対象会員の取引開始基準について、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更に伴い、随時提出を求め、本会ウェブサイトに掲載した。

本会ウェブサイトにおける掲載期間を超え、現在未掲載となっている年次開示資料等（令和3年3月期前及び脱退会員等に係るもの）の開示請求はなかった。

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情、紛争等の解決に係る事業では、主として顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせ（相談）の応対、苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

(1) 問い合わせ（相談）の受付状況

① 問い合わせ（相談）受付件数及びその内容別内訳

問い合わせの内容	本年度	昨年度
商品デリバティブ取引	86	77
商品関連市場デリバティブ取引	11	20
その他金融商品	25	39
合計	122	136

相談センターに寄せられた問い合わせ（相談）の総受付件数は122件であり、昨年度の136件から14件（10.3%）減少した。そのうち、商品デリバティブ取引に関するものが86件（70.5%）、金商法の規制を受ける取引（商品関連市場デリバティブ取引とその他金融商品の合計）が36件（29.5%）であった。

なお、商品先物取引に係るもの（商品デリバティブ取引と商品関連市場デリバティブ取引の合計）は97件（79.5%）であった。

② 会員種別受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	71	59
国内取引	(15)	(13)
外国取引	(0)	(2)
店頭取引	(31)	(20)
商品関連市場デリバティブ取引	(8)	(7)
その他金融商品	(17)	(17)
元会員等に関するもの	12	19
その他	39	58
合 計	122	136

※現会員等に関するもの：受付時に会員等であって名称が判明したもの

元会員等に関するもの：受付時に既に脱退した会員等であって名称が判明したもの

その他：会員等名称が判明しないもの、商品デリバティブ取引に直接関係しないもの等

問い合わせ（相談）のうち、現会員等に関するものが71件（58.2%）、元会員等に関するものが12件（9.8%）、その他が39件（32.0%）であった。

また、現会員等の商品デリバティブ取引別内訳をみると、国内取引は15件（昨年度13件）、外国取引が0件（同2件）、店頭取引が31件（同20件）となり、昨年度と同様に店頭取引が国内取引の件数を上回った。

③ 問い合わせ（相談）の内容別件数

問い合わせ （相談）の内容	本年度			昨年度		
	合計	商品デリバティブ取引	その他 （金商法取引）	合計	商品デリバティブ取引	その他 （金商法取引）
制度、仕組み	48	32	16	61	32	29
勧誘	7	5	2	7	5	2
売買	30	19	11	29	14	15
会員	37	30	7	39	26	13
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	122	86	36	136	77	59

商品デリバティブ取引86件（昨年度77件）の内容別件数は、「制度、仕組み」（昨年度32件）が32件（37.2%）で最も多く、次いで「会員」（同26件）が30件（34.9%）、「売買」（同14件）が19件（22.1%）と続き、「勧誘」（同5件）は5件（5.8%）であった。

(2) 苦情の受付及び処理の状況

① 苦情の受付件数

	本年度	昨年度
国内取引	0	0
外国取引	0	0
店頭取引	1	0
合 計	1	0

苦情の受付件数は1件であり、5年度ぶりに発生した。

② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	1 (100.0%)	0 (0.0%)
不当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
事務処理類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
そ の 他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	1 (100.0%)	0 (0.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情1件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型であった。

③ 苦情の処理状況

処理結果	本年度	昨年度
解 決	0 (0.0%)	0 (0.0%)
取下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打切り	0 (0.0%)	0 (0.0%)
処理中	1 (100.0%)	0 (0.0%)
合 計	1 (100.0%)	0 (0.0%)

苦情1件の処理状況は、処理中であった。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	0 (0)	1 (1)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	1 (1)	0 (0)
合 計	1 (1)	1 (1)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は1件で、「店頭取引」の申出であった。

なお、これは苦情を経ずに直接紛争仲介の申出を受けたものである。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	1 (100.0%)	1	1 (100.0%)	1
不当売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
事務処理類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
そ の 他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	1 (100.0%)	1	1 (100.0%)	1

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型は、「不当勧誘類型」であった。

③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解 決	0 (0.0%)	0	2 (100.0%)	2
取下げ	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
打切り	1 (100.0%)	1	0 (0.0%)	0
処理中	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	1 (100.0%)	1	2 (100.0%)	2

本年度に処理を終了したのは1件で、打切りであった。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	1	0
紛争仲介直接申出	1	1
合 計	2	1

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」（以下「苦情等」という。）の合計件数は2件であり、昨年度より1件増加した。

② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	2 (100.0%)	2	1 (100.0%)	1
不当売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
事務処理類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
その他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	2(100.0%)	2	1 (100.0%)	1

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

2件の苦情等の申出事由類型別は、いずれも「不当勧誘類型」であった。

③ 苦情等申出人（2名）の属性及び申出の契機

申出人の属性や申出の契機等は次のとおりであった。

- ・性別は、2名とも男性であった。
- ・商品デリバティブ取引は、2名とも未経験者であった。
- ・年代別では、2名とも40歳代であった。
- ・職業別では、2名とも会社員であった。
- ・申出の契機は、「インターネット」と「消費生活センター」であった。

(5) 紛争仲介の円滑な運営

① あっせん・調停委員への情報提供

6月27日に令和6年度の相談等業務レポートと紛争仲介事例紹介をあっせん・調停委員に送付し、情報提供を行った。

(6) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情については、商先法第259条に定める省令第129条に基づいて苦情の相談に応じたときに「苦情処理状況報告書」を主務大臣に提出するとともに、半期ごとに「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」を提出することとなっている。

また、あっせん・調停については、商先法第261条に定める省令第131条に基づいてあっせん又は調停を行ったときに「あっせん・調停処理状況報告書」を主務大臣に提出することとなっている。

これらの提出は受け付けた月の翌月10日までとされており、本年度の対象となる期間は昨年度3月から本年度2月までの受付分となるため、本年度の3月に受け付けた苦情は対象にならないことから、省令第129条に基づく提出は行っておらず、5月に受け付けた紛争仲介についてのみ「あっせん・調停処理状況報告書」を提出した。

(7) 会員への情報提供

① 相談（問い合わせ）状況通知書

令和6年度に受け付けた相談件数及び相談内容について、4月8日に会員等に通知した。

② 苦情処理状況通知書及び紛争処理状況通知書

苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、令和6年度の苦情と紛争の受付件数及び処理状況等について、4月8日に会員等に通知した。

(8) 投資家等に対する情報提供等

① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会が受け付けた相談、苦情及び紛争の処理状況について、毎月の集計結果と年間の相談、苦情及び紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2024年度（令和6年度）相談等業務レポート」を6月11日に本会ウェブサイトに掲載した。

② 投資家等への注意喚起

商先業者でない業者（無許可、無登録業者）等から、SNSを通じて投資話を持ち掛けて資金を振り込ませ、だまし取る情報が複数寄せられたことに対応し、6月11日に本会ウェブサイトで注意喚起を行った。

③ ウェブサイトによる相談等受付

利用者の利便性向上を目的として本会ウェブサイト上で相談、苦情等の受付を行っており、本年度は6件（昨年度は4件）の相談を受け付けた。

(9) 消費者相談機関等との情報交換等

金融トラブル連絡調整協議会（6月23日、2月26日）に出席し、消費者団体、金融庁所管の指定紛争解決機関、業界団体、自主規制機関等と情報交換を行った。

3. 外務員登録・資格試験等に係る事業

商先法第206条第1項及び第240条の11に基づき、主務大臣からの委任を受けて外務員の登録事務を行った。

(1) 外務員登録

本年度の新規・再登録者、登録更新者、登録抹消者の数（累計）は下表のとおりであった。

本年度末に登録を受けている外務員数は21,443名であり、昨年度末の21,375名から68名の増加となった。

	合 計	国内取引	外国取引	店頭取引	仲介業者
新規・再登録者数	1,941名	129名	0名	1,812名	0名
登録更新者数	1,552名	99名	3名	1,450名	0名
登録抹消者数	1,873名	154名	1名	1,717名	1名
年度末登録外務員数	21,443名	999名	7名	20,405名	32名

※「国内取引」「外国取引」「店頭取引」の区分は、各会員の前年の商品先物取引業に係る営業収益が最も多い取引区分に基づき行っている。

(2) 外務員資格試験の実施

外務員資格試験及び外務員資格認定講習の延べ受験・受講者数は259名であり、その内訳は下表のとおりであった。昨年度の受験者261名より2名減少した。

	商品先物取引限定試験			商品デリバティブ取引総合試験			外務員資格認定講習		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	合格者数	合格率
4月	14名	12名	85.7%	4名	4名	100.0%	31名	31名	100.0%
5月	13名	7名	53.8%	5名	5名	100.0%	29名	29名	100.0%
6月	14名	12名	85.7%	0名	0名	-	21名	21名	100.0%
7月	5名	4名	80.0%	4名	4名	100.0%	9名	9名	100.0%
8月	5名	3名	60.0%	0名	0名	-	13名	13名	100.0%
9月	6名	6名	100.0%	1名	0名	0.0%	4名	4名	100.0%
10月	3名	3名	100.0%	0名	0名	-	14名	14名	100.0%
11月	4名	4名	100.0%	0名	0名	-	6名	6名	100.0%
12月	4名	2名	50.0%	0名	0名	-	9名	9名	100.0%
1月	1名	1名	100.0%	1名	1名	100.0%	9名	9名	100.0%
2月	3名	1名	33.3%	1名	1名	100.0%	8名	8名	100.0%
3月	5名	5名	100.0%	0名	0名	-	13名	13名	100.0%
合計	77名	60名	77.9%	16名	15名	93.8%	166名	166名	100.0%

(3) 登録更新講習の実施

更新講習の受講・修了者数は150名であり、更新のための修了者が113名、再登録のための修了者が37名で、その内訳は下表のとおりであった。

	修了者数	更新者数	再登録者数
4 月	15 名	14 名	1 名
5 月	18 名	15 名	3 名
6 月	8 名	5 名	3 名
7 月	14 名	9 名	5 名
8 月	5 名	5 名	0 名
9 月	12 名	11 名	1 名
10 月	13 名	10 名	3 名
11 月	4 名	4 名	0 名
12 月	9 名	5 名	4 名
1 月	10 名	9 名	1 名
2 月	12 名	9 名	3 名
3 月	30 名	17 名	13 名
合計	150 名	113 名	37 名

(4) 主務大臣に対する報告

外務員の登録、登録の変更、登録の抹消等について、商先法第206条第4項に定める省令第95条に基づいて半期ごとに主務大臣に書類を提出した。

4. 広報等に係る事業

(1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてウェブサイトを用いている。本年度における本会ウェブサイトの総訪問件数は521,376件であり、昨年度（377,057件）より144,319件増加した。

また、本会ウェブサイトの視認性、利便性向上のための改修に着手し、令和8年度に公開する見込みである。

① 投資家向けコンテンツの充実

登録外務員数、問い合わせ・苦情等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため、7月と1月の2回作成し、本会ウェブサイトに掲載した。

③ 会員向け情報提供

本会ウェブサイトの会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。また、業界内での自社の位置付けが分かる情報として、商品先物取引業に係る営業収益や規模別登録外務員数等の階層別データを作成し、掲載した。

④ 情報公開

本会は、特別の法律（商先法）により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会ウェブサイトに掲載した。

(2) 報道関係への対応

① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計3回開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報としてニュースリリースを計31回発行した。

Ⅳ 資 料

1. 役員名簿（令和8年3月31日現在）

役 職	氏 名	摘 要
会 長	稲 垣 隆 一	弁 護 士
副 会 長	岡 地 和 道	岡地(株)社長
副 会 長	小 川 潔	会 員 外
理 事	有 山 雅 子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問
理 事	石 崎 隆	(株)東京商品取引所社長
理 事	石 橋 優	(株)三井住友銀行常務執行役員市場営業統括部長
理 事	河 内 隆 史	明治大学名誉教授
理 事	多々良 孝 之	豊トラスティ証券(株)専務
理 事	長 澤 孝 昭	ジャーナリスト・(株)時事総合研究所客員研究員
理 事	中 曾 根 淳	会 員 外
理 事	二 家 英 彰	日産証券(株)社長
理 事	升 田 純	弁 護 士
監 事	木 下 恵 嗣	公 認 会 計 士
監 事	中 島 義 則	弁 護 士
監 事	細 金 英 光	フジトミ証券(株)社長

2. 委員会委員名簿（令和8年3月31日現在）

(1) 規律委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	稲 垣 隆 一	協会会長
副委員長	升 田 純	協会理事
委 員	石 崎 隆	協会理事
委 員	岡 地 和 道	協会会員副会長
委 員	長 澤 孝 昭	協会理事
委 員	中 島 義 則	協会監事
委 員	細 金 英 光	協会会員監事
委 員	吉 野 高	弁護士
委 員	依 田 年 晃	サンワード証券(株)

(2) あっせん・調停委員会

役 職	氏 名	摘 要
<u>関東地区</u>		
委 員	饗 庭 靖 之	弁護士
委 員	小宮山 澄枝	弁護士
委 員	高 井 康 行	弁護士
委 員	畑 中 鐵 丸	弁護士
委 員	平 出 ま や	弁護士
委 員	八 代 徹 也	弁護士
委 員	吉 野 高	弁護士
<u>関西地区</u>		
委 員	上 原 理 子	弁護士
委 員	土 谷 明	弁護士
委 員	法 常 格	弁護士
委 員	播 磨 政 明	弁護士

(3) 常設委員会

① 自主規制委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	稲 垣 隆 一	協会会長
副委員長	升 田 純	協会理事
委 員	尾 崎 安 央	早稲田大学名誉教授
委 員	川 崎 敬 太	岡地(株)
委 員	河 内 隆 史	協会理事
委 員	後 藤 拓	(株)三井住友銀行
委 員	佐 川 浩	I G 証券(株)
委 員	瀧 田 照 久	豊トラスティ証券(株)
委 員	鳥 本 喜 章	弁護士

役 職	氏 名	摘 要
委 員 委 員	畑 中 鐵 丸 松 田 勇 次	弁 護 士 日 産 証 券 (株)

② 総務委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	岡 地 和 道	協会会員副会長
副委員長	釧 持 宏 昭	北辰物産(株)
委 員	木 下 恵 嗣	協会監事
委 員	後 藤 拓	(株)三井住友銀行
委 員	中 島 義 則	協会監事
委 員	二 家 英 彰	協会会員理事
委 員	細 金 英 光	協会会員監事
委 員	安 成 政 文	豊トラスティ証券(株)
委 員	山 本 樹	GMOクリック証券(株)
委 員	依 田 年 晃	サンワード証券(株)

3. 会員の異動

年度当初の本会の会員は36社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は38社となった。

(1) 加 入

会 員 名	会員代表者名	年月日
T a k a T r a d e (株)	高 橋 ダニエル 圭	R7. 5.26
P l u s 5 0 0 J P 証 券 (株)	越 智 一 真	R7. 6. 2
L I N E 証 券 (株)	正 木 美 雪	R8. 2.25

(2) 脱 退

会 員 名	事 由	年月日
(株) マ ネ ー パ ー ト ナ ー ズ	商品先物取引業廃止	R7. 7.31

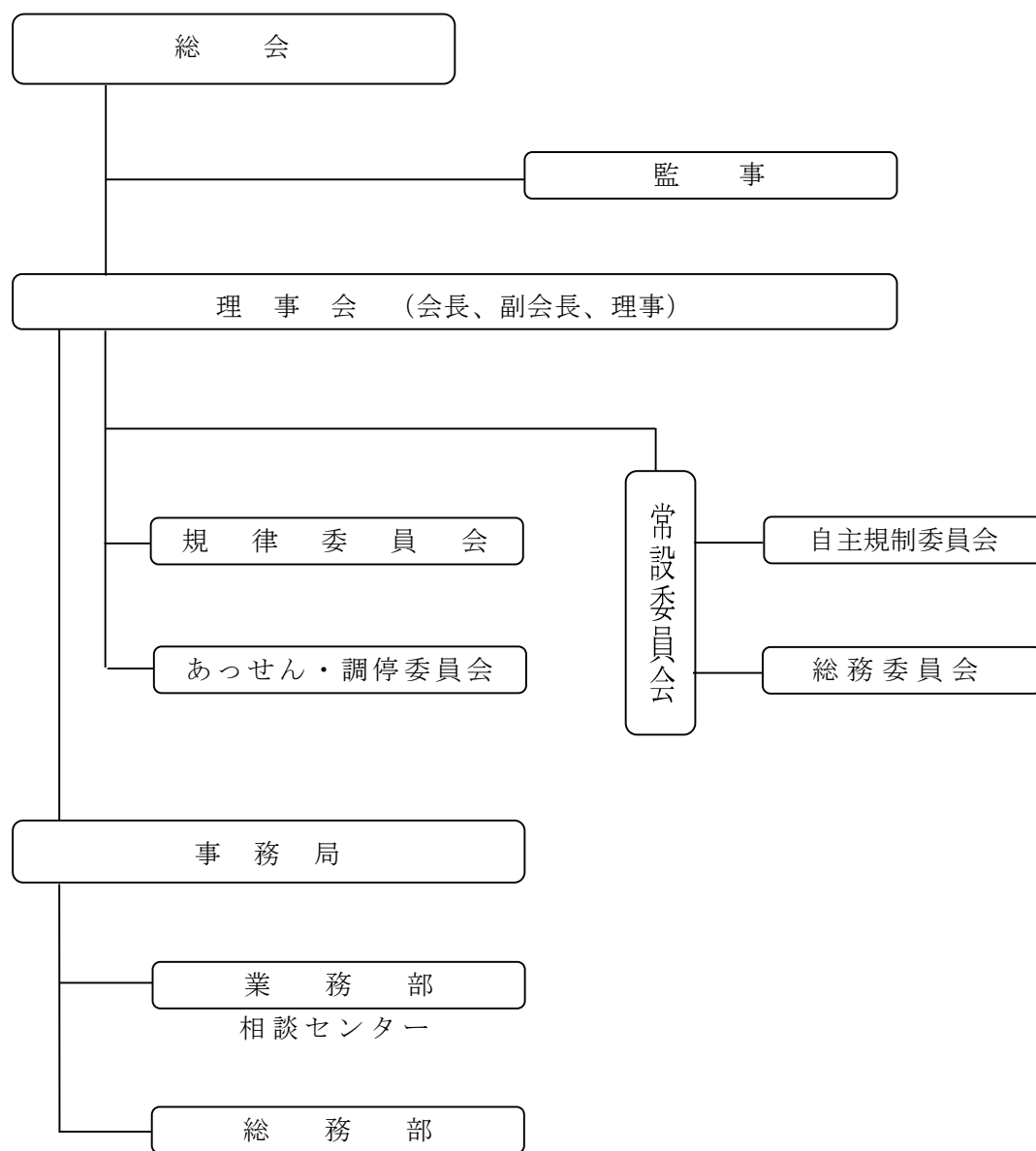
(3) 会員代表者の変更

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	年月日
あ い 証 券 (株)	吉田直人	加藤丈典	R7. 4. 1
(株) コ ム テ ッ ク ス	櫻井一明	松岡敏之	R7. 4. 1
豊田通商メタルズジャパン(株)	中島 滋	田中隆一郎	R7. 4. 1
(株) 三 菱 U F J 銀 行	中尾俊雄	山下篤志	R7. 4. 1
日 産 証 券 (株)	二家英彰	二家勝明	R7. 6.19
豊 ト ラ ス テ ィ 証 券 (株)	多々良孝之	多々良實夫	R7. 6.19
T a k a T r a d e (株)	浅見直樹	高橋ダニエル圭	R7.12.16
インタラクティブ・ブローカーズ証券(株)	黒田 蓮	ダニエル ケリガン	R8. 1. 5
I G 証 券 (株)	野口文男	古市知元	R8. 1.31
インタラクティブ・ブローカーズ証券(株)	篠塚 真	黒田 蓮	R8. 3.24
サ ク ソ バ ン ク 証 券 (株)	ラワル・シッダルト	ゲーデ ヨハン	R8. 3.27

4. 会員名簿（令和8年3月31日現在、38社）

（会員名）	（会員代表者名）	（所在地）
あ い 証 券 ㈱	代表取締役社長 吉田直人	〒106-6007 東京都港区六本木1-6-1
I G 証 券 ㈱	代表取締役専務 野口文男	〒106-6026 東京都港区六本木1-6-1
㈱ あ お ぞ ら 銀 行	代表取締役社長 大見秀人	〒102-8660 東京都千代田区麹町6-1-1
㈱ ア ス テ ム	代表取締役社長 北川具宏	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
インタラクティブ・ブローカーズ証券㈱	代 表 取 締 役 篠塚 真	〒100-6025 東京都千代田区霞が関3-2-5
A I ゴールド証券㈱	代表取締役会長 若林正俊	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12-8
㈱ S B I 証 券	代表取締役社長 高村正人	〒106-6019 東京都港区六本木1-6-1
㈱SBIネオトレード証券	代表取締役社長 中村昌靖	〒106-6029 東京都港区六本木1-6-1
O A N D A 証 券 ㈱	代表取締役社長 柳澤義治	〒102-0093 東京都千代田区平河町1-3-13
岡 地 ㈱	代表取締役社長 岡地和道	〒104-0033 東京都中央区新川1-21-2
岡 安 商 事 ㈱	代表取締役社長 杉本良隆	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-3-8
㈱ 外 為 ど っ と コ ム	代表取締役社長 竹内 淳	〒105-0021 東京都港区東新橋2-8-1
クリエイトジャパン㈱	代表取締役社長 島津嘉弘	〒104-0061 東京都中央区銀座3-14-13
㈱ コ ム テ ッ ク ス	代表取締役社長 櫻井一明	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-10-14
ゴールデンウェイ・ジャパン㈱	代表取締役社長 呉 一帆	〒108-0073 東京都港区三田2-11-15
サクソバンク証券㈱	代表取締役社長 ラウル・シゲルト	〒106-6036 東京都港区六本木1-6-1
㈱ さくらインベスト	代 表 取 締 役 服部美月	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-5-6
サ ン ワ ー ド 証 券 ㈱	代表取締役社長 依田年晃	〒163-1443 東京都新宿区西新宿3-20-2
G M O 外 貨 ㈱	代表取締役社長 鈴木卓哉	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
GMOクリック証券㈱	代表取締役社長 高島秀行	〒153-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
T a k a T r a d e ㈱	CEO 代表取締役社長 浅見直樹	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-10-5
㈱DMM. c o m証券	代 表 取 締 役 谷川龍二	〒103-6010 東京都中央区日本橋2-7-1
デューカスコピー・ジャパン㈱	代 表 取 締 役 守 義明	〒104-0061 東京都中央区銀座2-14-4
豊田通商メタルズジャパン㈱	代 表 取 締 役 中島 滋	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-11-27
日 産 証 券 ㈱	代表取締役社長 二家英彰	〒104-0061 東京都中央区銀座6-10-1
ヒ ロ セ 通 商 ㈱	代表取締役社長 野市裕作	〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1-3-19
フ ィ リ ッ プ 証 券 ㈱	代表取締役社長 永堀 真	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4-2
フ ジ ト ミ 証 券 ㈱	代表取締役社長 細金英光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5
P l u s 5 0 0 J P 証券㈱	代表取締役社長 越智一真	〒105-7133 東京都港区東新橋1-5-2
北 辰 物 産 ㈱	代表取締役社長 釧持宏昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2
㈱ 北 陸 銀 行	代表取締役頭取 中澤 宏	〒930-8637 富山県富山市堤町通り1-2-26
㈱ み ず ほ 銀 行	市場営業部部長 佐藤雅英	〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5
㈱ 三 井 住 友 銀 行	常務執行役員市場営業統括部長 石橋 優	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-1-2
㈱ 三 菱 U F J 銀 行	執行役員市場企画部長 中尾俊雄	〒100-8388 東京都千代田区丸の内1-4-5
モルガン・スタンレーMUFJ証券㈱	代表取締役社長 田村浩四郎	〒100-8104 東京都千代田区大手町1-9-7
豊トラスティ証券㈱	専務取締役管理本部長 多々良孝之	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-16-12
L I N E 証 券 ㈱	代表取締役CEO 正木美雪	〒141-0033 東京都品川区西品川1-1-1
楽 天 証 券 ㈱	代表取締役社長 楠 雄治	〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21

5. 協会組織図（令和8年3月31日現在）



6. 事務局職員の異動

(1) 退 職

役 職 名	年月日	氏 名
総務部付	R7. 9. 30	登 内 秀 明
総務部付	R8. 3. 31	芝 崎 昌 彦

7. 令和7年度主要会議

年月日	会 議 名	主 要 議 題 等
令和7年		
5. 16	第102回総務委員会（日商協会議室）	1. 令和6年度事業概況報告及び収支決算について 2. 理事会の会員理事候補者の選定に関する意見について
5. 29	第207回理事会（日商協会議室）	1. 令和6年度事業概況報告及び収支決算について 2. 会員理事候補者の選定について 3. 第34回通常総会の開催について
6. 19	第34回通常総会（委託者保護基金大会議室）	1. 令和6年度事業概況報告及び収支決算について 2. 理事の選任について
7. 31	第208回理事会（日商協会議室）	1. 会長の職務を代理又は代行する場合の副会長の順序について 2. 顧問の委嘱の承認について
9. 2	第33回自主規制委員会（日商協会議室）	会員等の外務員の登録等に関する規則等の改正について
9. 30	第209回理事会（日商協会議室）	会員等の外務員の登録等に関する規則等の改正について
11. 13	第103回総務委員会（日商協会議室）	1. 資金運用規則の制定及び2025年度の資金運用計画について 2. 事業の進捗状況について 3. 令和7年度上半期収入及び支出の実績と見込みについて
11. 28	第210回理事会（日商協会議室）	資金運用規則の制定及び2025年度の資金運用計画について
令和8年		
1. 23	第211回理事会（日商協会議室）	会員等の外務員の登録等に関する規則等の改正等の施行について
2. 10	第104回総務委員会（日商協会議室）	1. 令和8年度事業計画の作成について 2. 令和7年度変更収支予算及び令和8年度収支予算の作成について 3. 2026年度の資金運用計画について
2. 20	第212回理事会（日商協会議室）	1. 商品先物取引業者の本会加入について 2. 令和8年度事業計画について 3. 令和7年度変更収支予算及び令和8年度収支予算について 4. 2026年度の資金運用計画について 5. 次期会員役員の選任方法について 6. 第40回臨時総会の開催について
3. 16	第105回総務委員会（書面審議）	資金運用規則の改正について
3. 24	第213回理事会（書面審議）	資金運用規則の改正について
3. 26	第40回臨時総会（委託者保護基金大会議室）	1. 令和8年度事業計画について 2. 令和7年度変更収支予算及び令和8年度収支予算について 3. 次期会員役員の選任方法について